

他市の規定の例【議会基本条例】

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
1	自由討議	多摩市	第5章 討議による合意形成で創造的に意思決定する議会(議論するしくみをつくり議会の機能を高めます。)		(討議の原則) 第13条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとします。 2 議会は、原則として委員会活動を中心に議員間討議を行うものとします。
2	自由討議	川崎市	第4章 議会運営		(会議等の運営) 第9条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。  【参考】 (議員の役割及び活動原則) 第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、及び議事機関の構成員として、次に掲げる役割を担うものとする。 (1) 議会の会議、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「会議等」という。)において議案等の審議、審査等を行うこと。 (2)及び(3) (略) 2 (略)
3	自由討議	大和市	第2章 議会及び議員の活動原則		(議会の活動原則) 第3条 議会は、前条に定める役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。 (2) 議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。 (3) 市民の多様な意見を踏まえ、十分な討議のもとに議会運営を行うこと。 (4) 議会の役割を不断に追求し、議会の改革に取り組むこと。
4	自由討議	大和市	第2章 議会及び議員の活動原則		(議員の活動原則) 第4条 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議員相互の言論を尊重するとともに、討議を推進すること。 (2) 市民生活に関わる課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めること。 (3) 市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行い、行政監視に努めること。 (4) 自らの議員活動について、積極的に情報提供を行うこと。 (5) 自らの資質の向上を図るため研鑽に努めること。

他市の規定の例【議会基本条例】

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
5	自由討議	多摩市	第2章 自治体の意思決定を担う議会の基本原則(議会の活動原則、議員の姿勢と活動原則)		<p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、議員の合議機関として、常に、公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。</p> <p>(1) 市長等に対し、適切な行政運営が行われているか監視し、評価すること。</p> <p>(2) 政策提案機能を積極的に活用できるようにすること。</p> <p>(3) <u>意思決定に当たって、議員間の自由闊達な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成を期すること。</u></p> <p>(4) 市民に開かれた議会運営に努め、多様な市民の参加を保障し、意見を反映すること。</p> <p>(5) 市民にわかりやすい議会運営に努めること。</p>
6	議会の自由討議	多摩市	第2章 自治体の意思決定を担う議会の基本原則(議会の活動原則、議員の姿勢と活動)		<p>(議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。</p> <p>(1) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究及び市民意見の聴取に努めること。</p> <p>(2) <u>議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んずること。</u></p> <p>(3) 市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、多摩市議会政治倫理条例(平成8年多摩市条例第28号)を遵守すること。</p> <p>(4) 議会の構成員として一部の団体及び地域の代表者でなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>
7	自由討議	多摩市	第5章 討議による合意形成で創造的に意思決定する議会(議論するしきみをつくり議会の機能を高めます。)		<p>(討議の原則)</p> <p>第13条 <u>議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとします。</u></p> <p>2 議会は、原則として委員会活動を中心に議員間討議を行うものとします。</p>
8	議決事項の追加	多摩市	第4章 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会(市長と議会の関係)		<p>(議決事項の追加)</p> <p>第8条 議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができます。</p> <p>2 議会は、前項の規定により議決事項を追加又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。</p>
9	行政評価	多摩市	第4章 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会(市長と議会の関係)		<p>(決算・予算の連動)</p> <p>第9条 議会は、決算審査に当たって、<u>市長等が執行した事業等の評価(以下「議会の評価」といいます。)</u>を行わなければなりません。</p> <p>2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を、市長に明確に示さなければなりません。</p> <p>3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。</p>

他市の規定の例【議会基本条例】

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
10	資料提供 (資料作成) /説明	多摩市	第4章 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会(市長と議会の関係)		(資料提供) 第10条 議会は、政策形成過程の透明性を図るため、市長等に、必要な情報提供を求めることができます。 2 市長等は、前項の情報提供の求めに対して、速やかに対応するよう努めるものとします。
11	会期の運用	多摩市	第4章 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会(市長と議会の関係)		(会期の弾力的運用) 第11条 議長は、必要な会期を第17条第1項の規定による議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとします。 2 議長は、前項に規定する会期の決定に当たっては、市長による専決処分が最少限になるよう努めるものとします。 3 議長は、地方自治法第101条第2項の規定に基づく議会招集請求権を積極的に行使するよう努めなければなりません。
12	反問権	多摩市	第4章 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会(市長と議会の関係)		(議員の質問・質疑及び市長等の反問) 第12条 議員は、定例会本会議において一般質問又は代表質問をすることができます。 2 市長等及び市長等から委任を受けた者は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができます。 3 議員は、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができます。 4 市長等は、前項の規定による文書質問に対して、速やかに文書により答えなければなりません。 5 議員は、議案等についての論点を整理し、審査・審議を深めるために質疑を行うものとします。
13	市長等との関係	川崎市	第3章 議会と市長等との関係		(市長等との関係の基本原則) 第6条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。
14	資料提供 (資料作成) /説明	川崎市	第3章 議会と市長等との関係		(議会への説明等) 第7条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画(市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいい、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を含む。以下同じ。)等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。 2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。 3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。
15	議決事件の追加	川崎市	第3章 議会と市長等との関係		(議決事件) 第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1)基本計画の策定又は変更 (2)市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変更 (3)姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

他市の規定の例【議会基本条例】

資料3-2

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
16	反問権	川崎市	第4章 議会運営		<p>(会議における質疑応答等)</p> <p>第11条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について会議等において質疑し、又は質問することができる。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとする。</p> <p>2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。</p> <p>3 会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一問一答方式等の効果的な方法を選択することができる。</p> <p>4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。</p>
17	市長等との関係	大和市	第4章 議会と市長等との関係		<p>(議会と市長等との関係)</p> <p>第9条 議会は、二元代表制の下にある議事機関として、市長と緊張ある関係を保つものとする。</p>
18	資料提供 (資料作成) /説明	大和市	第4章 議会と市長等との関係		<p>(市長等の説明責任)</p> <p>第10条 議会は、重要な計画、政策、事業等について、市長等に対し十分な説明を求めるものとする。</p> <p>2 市長等は、予算又は決算を議会に提出するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。</p>
19	行政評価	大和市	第4章 議会と市長等との関係		<p>(行政評価)</p> <p>第11条 議会は、議会として行政評価を行うことができる。</p>
20	議決事件の追加	大和市	第4章 議会と市長等との関係		<p>(議決事件の追加)</p> <p>第12条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議決事件の追加を検討するものとする。</p>